

「SNS東京ルール」の改訂について

1 「SNS東京ルール」の策定（平成27年11月）

児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、SNSを利用する際のルールを策定

「SNS東京ルール」

- ① 一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。
- ② 自宅でスマホを使わない日をつくろう。
- ③ 必ずフィルタリングを付けて利用しよう。
- ④ 自分や他者の個人情報を書き込まないようにしよう。
- ⑤ 送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。

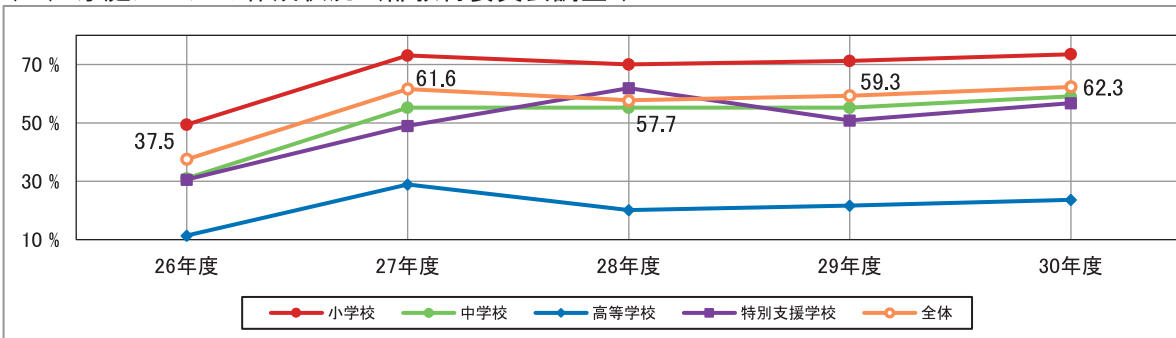
2 「SNS東京ルール」に基づく取組

- ① 「SNS学校ルール」及び「SNS家庭ルール」を作ることの指導・啓発
- ② 補助教材「SNS東京ノート」の作成・配布・活用の促進
- ③ 「情報モラル推進校」の指定、成果の共有（スマホミーティング等）
- ④ 教員の指導力向上のための「情報教育研修（情報モラル）」の実施
- ⑤ LINE株式会社との共同研究
- ⑥ 「親子情報モラル教室」の実施（都内小学校約150校）



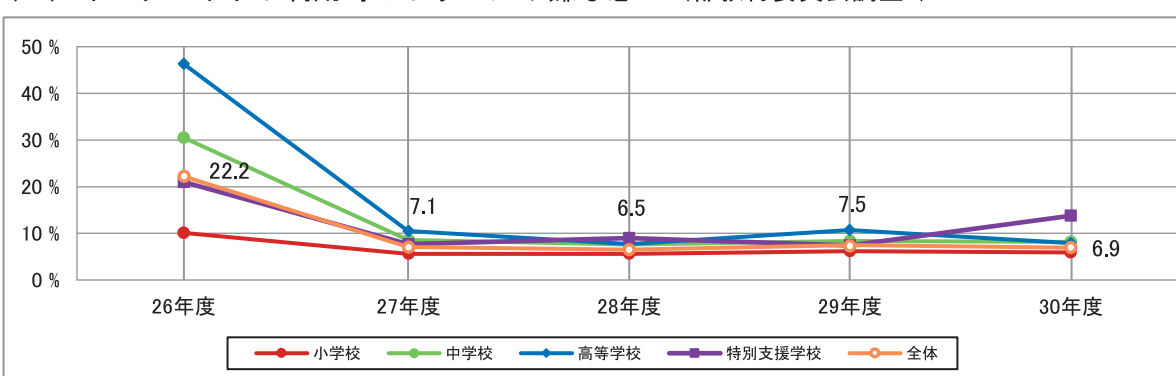
3 「SNS東京ルール」策定後の主な成果

（1）家庭ルールの作成状況（都教育委員会調査*）



➡ルールを決めている家庭が増加

（2）インターネット利用時のトラブルや嫌な思い（都教育委員会調査*）

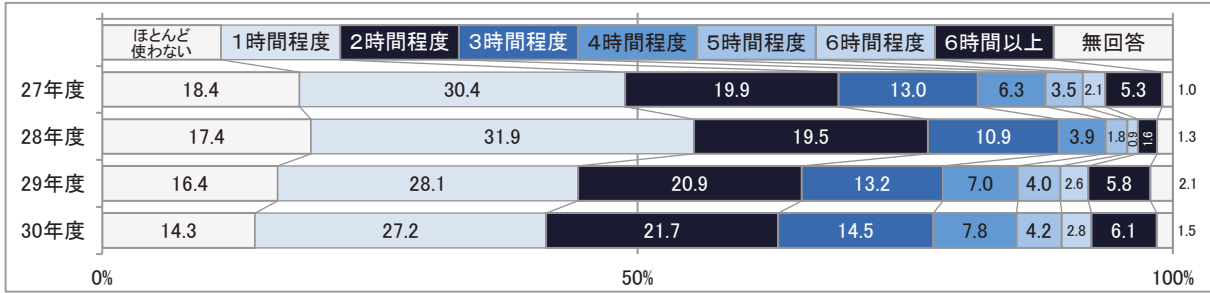


➡トラブルや嫌な思いをする児童・生徒が減少

* 東京都教育庁「児童・生徒のインターネット利用状況調査」の結果から作成（区市町村立小・中学校、都立高等学校・特別支援学校からの抽出調査）

4 策定後の課題

(1) 一日のインターネットの利用時間 (都教育委員会調査*)



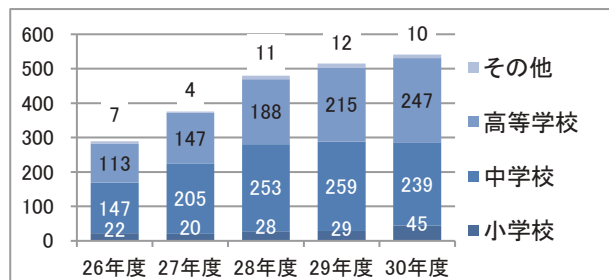
➡ 2時間程度以上が増加しており、長時間化傾向

(2) 校種別アプリの使用状況 (都教育委員会調査*) (3) 自撮り被害に遭った児童・生徒数の推移 (警察庁「平成30年における子供の性被害の状況」より)

	YouTube	LINE	Twitter	Instagram
小学校	81.4	37.0	6.0	7.7
中学校	90.5	80.7	32.5	27.1
高等学校	91.6	97.5	72.4	61.2
特別支援学校	92.1	59.9	22.6	13.2
全体	85.4	59.3	22.7	20.6

平成30年度調査より 単位 %

➡ 情報を発信するアプリが普及



➡ 自撮り被害に遭った児童・生徒数が増加

* 東京都教育庁「児童・生徒のインターネット利用状況調査」の結果から作成 (区市町村立小・中学校、都立高等学校・特別支援学校からの抽出調査)

5 「SNS東京ルール」の改訂

改訂の方向性	改訂版「SNS東京ルール」 (平成31年4月25日改訂)	「SNS東京ルール」 (平成27年11月策定)
(1) 利用時間等の自律的な管理	① スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。 ネットへの依存につながる長時間の利用を防ぐ。	① 一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。
(2) 情報を発信するアプリの適切な使用	② 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。 ネット利用のための基本的なルールを徹底する。	② 自宅でスマホを使わない日をつくらう。
(3) 自撮り画像等による被害の防止	③ 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。 ネットを通して、他の人をいじめたり傷付けたりしない。	③ 必ずフィルタリングを付けて利用しよう。
	④ 個人情報を教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。 ネット犯罪に巻き込まれないよう、安易な発信をしない。	④ 自分や他者の個人情報を載せないようにしましょう。
	⑤ 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。 ネットに公開した情報は削除できないという危険性を理解する。	⑤ 送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。

6 今後の取組

都教育委員会の取組

- ① Twitter等による改訂後のルールの周知
- ② 改訂後のルールに基づいた「SNS東京ノート」の改訂
- ③ 「親子情報モラル教室」(小学校約150校)等による家庭への啓発
- ④ 研修等を通じた教員の指導力の向上
- ⑤ 「情報モラル推進校」による先進的な指導法の開発
- ⑥ LINE株式会社との共同研究

学校の取組

- ① 改訂後のルールに基づく「学校ルール」の改訂
- ② 改訂後のルールに基づく「家庭ルール」の改訂に向けた啓発

学校サポートチームによる健全育成の推進について

教職員用リーフレット

児童・生徒の問題行動等が複雑化・多様化し、学校だけでは解決できない事例は少なくありません。各学校が「学校サポートチーム」を活用して、組織的に対応を行うことが問題行動等の未然防止、早期解決につながります。

学校サポートチームは全公立学校に設置されています

◆ 学校サポートチームとは・・・
 児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む、校務分掌に位置付けた組織

※ いじめ防止対策推進法第22条に基づく「学校いじめ対策委員会」を支援する組織としても位置付けられています。



日常からの情報連携が、いざというときの行動連携につながります。

令和3年1月 東京都教育庁指導部

学校サポートチームを活用して対応した事例

不登校傾向がある生徒A（男子）たちは、登校すると他の生徒を冷やかしたりからかったりして、家庭の協力もあまり得られず、改善が見られない状況が続いていた。【被害の子供：中学2年生 男子】

学年主任
 「A君たちは、他の生徒たちが真面目に行動すると、冷やかしたりからかったりします。指導はしていますが、家庭の協力があまり得られず、改善が見られません。」

副校長
 「学校サポートチームの定例会が近日中にあるので、支援策を検討してもらいましょう。」

スクールソーシャルワーカー
 「当該生徒の家庭訪問をして、状況を確認してみます。」

主任児童委員
 「A君の母親は、私のかつての同級生だから相談に乗ってみますよ。」

学級担任
 「校長先生、A君たちがB君のかばんを蹴飛ばしてからからかっています。彼らの行動はエスカレートしてきています。早急に対応する必要があります。」

校長
 「臨時の学校サポートチーム会議を招集しましょう。」

主任児童委員
 「A君の母親も、養育に悩んでいます。」

スクールサポーター
 「このまま放っておくと、犯罪につながってしまう可能性があります。A君らは万引きで指導したことがあるので私から声を掛け注意してみましょう。」

PTA会長
 「でも、B君が仕返しされないか心配です。」

生活指導主任
 「学校としてB君を守ることを保護者に伝え、理解を得ておきます。」

学級担任
 「私は1年生のときからA君を見ていますが、本当はとても優しい子なのに最近、何かに悩んでいるのか、行為がエスカレートしてしまっているように思われます。学校としては、今のうちにA君のためにも、厳しく指導をすることも必要と考え、元警察官の方に話をしてもらおうと思っています。もちろんその後のフォローは私たちでいたします。」

母親
 「そうですね・・・。私も最近、手に負えなくなっているのですが、そういうことも必要なのかもしれませんね。」

教職員用リーフレット 「学校サポートチームによる健全育成の推進について」
 令和3年1月 東京都教育庁指導部指導企画課

各校の工夫や取組を紹介します！

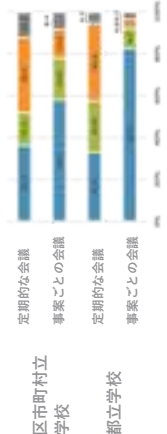
～「令和5年度学校サポートチーム活動状況調査に関する調査」より～
 (調査対象 都内全公立学校 期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日)



Q1

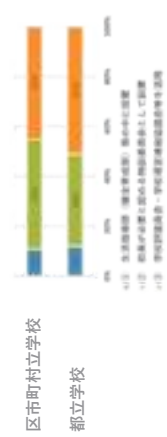
チーム会議の時間を確保したり、メンバーのスケジュールを調整したりするのが難しいです。どうしたらよいでしょうか。

会議の開催回数



85%以上の学校が1回以上のチーム会議を開催しています。

会議の設置方法



既存の組織を活用してチームを設置している学校が多くなっています。

チーム会議を効率的に開催するためには・・・

- 年度当初に年間の会議日程を決め、年間計画に位置付けておく。
- その事業に応じた必要メンバーのみで、チーム会議を即時的に開催する。
- 学校評議員会等の既存の組織を活用して、学校サポートチームを設置する。
- オンライン環境を活用したWeb会議を開催する。



Q2

個人情報取扱いは気を付ける必要があるため、チーム会議で提示する情報の取扱選択が難しいです。どうしたらよいでしょうか。

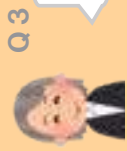
メンバーに選ばれた割合の多い職種等

職種	区市町村立学校	都立学校
① 民生・児童委員 主任児童委員	81.7%	61.7%
② 保護者	61.5%	61.4%
③ 子ども家庭支援センター職員	56.0%	16.1%
④ スクールソーシャルワーカー	54.4%	15.1%
⑤ 警察職員 スクールサポーター	49.3%	14.1%

※ 区市町村立学校では「民生児童委員」が、都立学校では「警察職員」が一番多く選ばれています。

個人情報の取扱いを徹底するためには・・・

- 学校サポートチーム設置要綱に守秘義務の遵守を明記し、委嘱状を交付する。
- 個別事業に関する情報提供は、その支援や指導に必要な範囲に限定する。
- チーム会議の資料は、会議終了後に回収する、Web会議では資料提示にとどめるなど情報管理を徹底する。



Q3

限られた時間の中で開催しているため、情報共有を行うことはできません。何かよい方法はないでしょうか。

会議で取り上げた内容



区市町村立学校、都立学校ともに、会議の内容として「いじめ」「不登校」を取り上げている学校が多くなっています。

チーム会議の内容を充実させるためには・・・

- チーム会議で取り上げる内容を精選し、事前に協議内容を周知しておく。
- 事業ごとに、支援のコアメンバー役を決め、チーム会議における支援策の提案や、実際の対応における進行管理等を依頼する。
- 事業ごとの会議のみならず、定例会議を設定し、未然防止の取組を強化する。



学校サポートチームを活用すると・・・

ここがポイント！

年度初めのチーム会議で、メンバーそれぞれの役割を明確にするとともに、全教職員が理解できるようにします。

外部の専門家の協力を得て、支援することができます

学校だけでは解決することができない事業について、多角的なアセスメントや、専門家による複眼的な視点からの解決策の立案、役割分担が可能になります。

学校の取組の課題を客観的に把握することができます

チーム会議で、自校の健全育成に係る取組状況を振り返ることにより、専門家の視点を取り入れた課題分析が可能になり、真に改善すべき課題を明確にすることができます。

いざというときの行動連携につなげることができます

日常から、チーム会議等で情報連携を行うことにより、事案が起った際に、各メンバーが自身の関係機関における役割を踏まえた改善策を即時的に考えることができます。

組織的対応

アンケート、チェックリスト例

教育相談

SNS東京ルール

地域、関係機関との連携

法、条例、規則等

(2) 警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項

平成24年9月10日

警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項

警視庁と東京都教育庁は、東京都内における児童・生徒の非行及び犯罪被害の防止と健全育成対策を効果的に推進するため、これまで相互に連携して諸対策を推進してきたが、今後いじめ等の少年問題に更的確に対応するため、両者の連携を一層強化し、下記を取組を進めることについて申し合わせる。

記

- 1 学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を基本とするが、学校においては、犯罪等の違法行為があれば、早期に警察に相談して対応することとし、特に、児童・生徒の生命・身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに通報することを徹底する。
警察においては、被害少年や保護者等の意向及び学校における対応状況等を踏まえながら、必要な対応をとる。特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、捜査・補導等の措置を積極的に講じていく。
- 2 1の対応を適切に推進していくため、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連絡制度」及び「学校と警察との連絡協議会」等を有効に活用し、警察と学校・教育委員会との間の情報交換・協力体制の充実に図る。
- 3 児童・生徒及び保護者、地域住民等に「いじめは、しない」、「いじめは、許さない」といった気運が醸成されるよう、非行防止教室やセーフティ教室、保護者会等において、警察と学校・教育委員会が協力していじめ防止に関する啓発活動を実施する。
- 4 少年問題を潜在化させないために、警察や教育委員会における少年相談や教育相談がより一層活用されるよう、各種相談制度の周知と充実を図る。
- 5 警察における少年相談と教育庁における教育相談との間での必要な情報の共有と、各事案への適切かつ迅速な対応を図るため、教育相談機関等への警察官OBの配置を検討する。

平成28年5月11日

警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項

東京都内における児童・生徒の健全育成及び非行防止活動を効果的に推進するため、関係機関が相互に連携し諸対策を推進した結果、少年非行は6年連続で減少したほか、学校におけるいじめ事案も2年連続で減少するなど、一定の成果が認められた。

しかしながら、昨今のインターネットやスマートフォン等の普及による情報伝達手段の急激な進歩をはじめ、児童虐待やいわゆる「JKビジネス」の問題など、少年を取り巻く環境が著しく変化していることから、これら諸問題に的確に対応するため、東京都教育庁と警視庁は、より一層の連携強化を図り、下記の事項を強力に推進するものとする。

記

- 1 学校におけるいじめ問題は、いまだに解消されたとはいえず、深刻な事案につながるケースも見られることから、いじめの未然防止と早期発見・保護を図るため、引き続き学校・教育委員会と警察が緊密な情報共有を図る。
- 2 少年のスマートフォン等の保有率が急激に増加している中で、スマートフォン等の利用により、少年が被害者や加害者にもなっている状況があることから、学校・教育委員会と警察が連携し、家庭や学校内における、少年のインターネット利用に関するルールづくりをより一層促進させる。
- 3 近年、警察をはじめ関係機関における児童虐待事案の取扱件数は急激に増加しているが、こうした事案の重篤化を防ぐためには、早期の対応が重要であることから、児童等の変化に気づきやすい環境にある学校・教育委員会が警察と積極的な情報共有を図り、相互に連携して児童虐待事案の未然防止及び被害児童等の早期発見・保護に向けた取り組みを行う。
- 4 いわゆる「JKビジネス」をはじめとした少年の有害環境について、学校・教育委員会と警察が緊密な連携と情報共有のもと、いわゆる「JKビジネス」等が少年の健全育成を阻害しないよう、社会全体に対する広報啓発など必要な施策を行うとともに、少年がこうしたビジネスで稼働しないよう必要な指導・助言を行う。

令和2年6月15日

警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項

近年、いじめやサイバー空間における有害環境、児童虐待等の問題によって、少年を取り巻く環境が著しく変化していることから、これら諸問題に的確に対応するため、東京都教育庁と警視庁は、より一層の連携を強化することが重要である。

よって、東京都内における児童・生徒の健全育成及び非行防止活動を効果的に推進するため、相互に連携し下記事項を柱として諸対策を強力に推進するものとする。

記

- 1 学校におけるいじめ問題は、いまだに解消されたとはいえず、深刻な事案につながるケースも見られることから、いじめの未然防止と早期発見・保護を図るため、引き続き学校・教育委員会と警察が緊密な情報共有を図る。
- 2 スマートフォン等の利用により、少年が被害者や加害者にもなっている状況があることから、サイバー空間における有害環境から児童等を守るため、学校・教育委員会と警察が連携し、家庭や学校内における、少年のインターネット利用に関するルールづくりやSNSの適正な利用方法をより一層促進させる。
- 3 児童虐待事案の重篤化を防ぐためには、関係機関が連携した早期の対応が重要であり、児童等の変化に気づきやすい環境にある学校・教育委員会が警察と積極的な情報共有を図り、保護者から威圧的な要求や暴力の行使が予想される事案を含め、相互に連携して児童虐待事案の未然防止及び被害児童等の早期発見・保護に向けた取り組みを行う。
- 4 「JKビジネス」や「自画撮り被害」、「薬物乱用」など日々変化する少年を取り巻く有害環境の現状を学校・教育委員会と警察の緊密な連携のもと情報共有するとともに、これら情報に基づき、双方で少年や保護者に対する被害防止教育や個別具体的な指導・助言、広報啓発など必要な施策を行う。

(3) 学校において生じる可能性のある犯罪行為等について

以下に示す事例は、過去にあった具体的な事例を踏まえ、刑罰法規に対応した例を示したものである。

個々の事例について、学校が警察に相談・通報すべきか否かは、いじめ防止対策推進法第23条第6項に示す「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。」との規定に鑑み、所管教育委員会からの助言を踏まえるなどして、適切に判断する。

いじめの態様	事 例	刑罰法規
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	同級生の腹を、繰り返し殴ったり蹴ったりする。	暴 行 (刑法第208条)
	顔面を投打し、あごの骨を折るけがを負わせる。	傷 害 (刑法第204条)
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	プロレスと称して、同級生を押さえ付けたり投げたりする。	暴 行 (刑法第208条)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。	強 要 (刑法第223条)
	断れば危害を加えると脅し、性器を触る。	強制わいせつ (刑法第176条)
金品をたかられる。	断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。	恐 喝 (刑法第249条)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	教科書等の所持品を盗む。	窃 盗 (刑法第235条)
	自転車を故意に破損させる。	器物損壊等 (刑法第261条)
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	学校に来たら危害を加えると脅す。	脅 迫 (刑法第222条)
	校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く。	名誉棄損、侮辱 (刑法第230条、231条)
パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。	「学校に来たら危害を加える」と脅すメールを送る。	脅 迫 (刑法第222条)
	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて、「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く。	名誉棄損、侮辱 (刑法第230条、231条)
	携帯電話等で、性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)

平成25年5月16日付文科初第246号「早期に警察への相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」に基づき作成

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

- 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第5条 国は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

- 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(1)いじめ防止対策推進法

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
 - 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の实情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるい

じめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の

確保及び資質の向上)

第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条第1項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研

究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必

(1)いじめ防止対策推進法

要な措置を講ずるものとする。

- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じ

た疑いがあると認めるとき。

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第29条 国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第30条の2 第29条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第29条第1項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第2項及び第3項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項」とあるのは「地方独立行政法人法第121条第1項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第32条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。以下この条におい

て同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第6章 雑則

(学校評価における留意事項)

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第35条 高等専門学校(学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附則 (平成26年6月20日法律第76号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(政令への委任)

第2条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成27年6月24日法律第46号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

附則 (平成28年5月20日法律第47号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。

附則 (令和元年5月24日法律第11号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成32年4月1日から施行する。

(2) いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

(2) いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議 (平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会)

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。
- 三 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。

五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

六 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。

七 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議 (平成25年6月20日 参議院文教科学委員会)

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。
- 三 本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- 四 国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講ずること。

五 いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。

六 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

七 いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。

八 いじめには様々な要因があることに鑑み、第二十五条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。

右決議する。

(3) 東京都いじめ防止対策推進条例

(3) 東京都いじめ防止対策推進条例 (平成26年東京都条例第103号)

一部改正：平成28年東京都条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、東京都(以下「都」という。)、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

3 この条例において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)であって、都及び区市町村(特別区及び市町村をいう。以下同じ。)が設置するもの並びに学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)が設置するもののうち知事が所轄するものをいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等がいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、

いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(都の責務)

第5条 都は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、区市町村並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(東京都いじめ防止対策推進基本方針)

第9条 都は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための

対策の推進に必要な事項を東京都いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

- 2 基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

（東京都いじめ問題対策連絡協議会）

第10条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される東京都いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - 一 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
 - 二 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
 - 三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項
- 3 第1項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

（東京都教育委員会いじめ問題対策委員会）

第11条 基本方針に基づく都におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。

- 2 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。
- 3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。
- 4 対策委員会は、都立学校（東京都立学校設置条例（昭和39年東京都条例第113号）第1条に規定する都立学校をいう。）において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。
- 5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、東京都教育委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 7 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

（東京都いじめ問題調査委員会）

第12条 知事は、法第30条第1項又は法第31条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項又は法第31条第2項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 調査委員会は、知事の諮問に応じ、都若しくは学校法人又はそれらの設置する学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項又は法第31条第2項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。
- 3 学校、学校の設置者その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のもものうちから、知事が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、知事が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。
- 6 調査委員会を設置したときは、知事は、これを東京都議会に報告する。
- 7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は東京都教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第28号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(4) 東京都いじめ問題対策連絡協議会規則 (平成26年東京都教育委員会規則第17号)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号。次条において「条例」という。)第10条第3項の規定に基づき、東京都いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 都、区市町村(特別区及び市町村をいう。)又は学校(条例第2条第3項に規定する学校をいう。)におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(この条において「いじめの防止等」という。)のための対策の推進に関する事項
- 二 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される委員30人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、東京都教育委員会教育長(第8条において「教育長」という。)が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

(5) 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則 (平成26年東京都教育委員会規則第18号)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号)第11条第7項の規定に基づき、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、東京都及び区市町村(特別区及び市町村をいう。)の教育委員会(次項において「教育委員会」という。)並びに都立学校(東京都立学校設置条例(昭和39年東京都条例第113号)第1条に規定する都立学校をいう。)及び区市町村立学校(次項において「公立学校」という。)のいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(次項において「いじめの防止等」という。)のための対策の推進について調査審議し、答申する。

2 対策委員会は、教育委員会及び公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。

3 対策委員会は、都立学校においていじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成される委員10人以内をもって組織する。

- 2 対策委員会の委員は、東京都教育委員会が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期

(6) 東京都いじめ問題調査委員会規則

は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 対策委員会は、委員長が招集する。

- 2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 対策委員会が第2条第3項に規定する調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第7条 対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第8条 専門事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。

(調査部会)

第9条 第2条第3項に規定する調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。

- 2 調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員及び専門調査員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。
- 3 調査部会に部会長を置き、委員のうちから、委員長がこれを指名する。
- 4 部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。
- 5 第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、調査部会に準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第4項中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門調査員は、第6条第4項及び第9条第5項の規定により公開しないこととされた対策委員会及び調査部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 対策委員会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

(6) 東京都いじめ問題調査委員会規則 (平成26年東京都規則第103号)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号)第12条第7項の規定に基づき、東京都いじめ問題調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第4条 委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第5条 専門の事項を調査させるための必要がある

ときは、委員会に専門調査員を置くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員3人以上をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査の経過及び結果を委員会に報告する。
- 5 第3条第1項、第2項及び第4項の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第1項中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第4項中「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員及び専門調査員は、第3条第4項(前条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により公開しないこととされた委員

会及び部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活文化局において処理する。ただし、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項に規定する調査に係る委員会の庶務は、都民安全推進本部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

(7) 東京都いじめ防止対策推進基本方針

(平成26年7月 東京都いじめ防止対策推進条例第9条の規定に基づき策定)

I 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

東京都いじめ防止対策推進基本方針(以下「基本方針」という。)は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、東京都(以下「都」という。)、区市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)や東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号。以下「条例」という。)等に基づき、いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

II いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

III いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

IV いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、都、学校の設置者及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童・生徒の理解を深める。

児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童・生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。

いじめられた児童・生徒を守る。

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの徴候を確実に受け止め、いじめられた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

児童・生徒の取組を支える。

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発信を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

4 保護者・地域・関係機関と連携した取組

社会総がかりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。

また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

V

学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く（法第22条）。
- (2) 重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、学校の設置者等と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

(1) 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気
の学校全体への醸成
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・
体験活動などの推進等による、いじめに向
かない態度・能力の育成
- ・児童・生徒自らがいじめについて学び、主
体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防
止を訴えるような取組の推進
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の
向上
- ・児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ
（ネット上のいじめも含む。）防止のため
の啓発活動の推進
- ・家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との
緊密な連携・協力 など

(2) 早期発見

- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施
等による早期のいじめの実態把握及び児童
・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口
の周知等による相談体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有
など

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一
人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・いじめられた児童・生徒及びいじめを知ら
せてきた児童・生徒の安全の確保
- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育
を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるい
じめた児童・生徒への指導
- ・いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題
として捉えられるようにする指導
- ・保護者への支援・助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報
共有
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念

(7) 東京都いじめ防止対策推進基本方針

- がある事案についての警察との相談 など
- (4) 重大事態への対処
- ・ いじめられた児童・生徒の安全の確保
 - ・ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
 - ・ 関係機関、専門家等との相談・連携
 - ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
 - ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査への協力
 - ・ 重大事態発生についての教育委員会又は知事への報告
 - ・ 重大事態の調査結果についての知事の調査(再調査)への協力 など

学校で重大事態が発生し、法第 30 条第 1 項又は法第 31 条第 1 項に基づき学校の設置者又は学校が調査した結果の報告を受けた知事は、必要があると認めるときは、公平及び公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される知事の附属機関「東京都いじめ問題調査委員会」を設置し、法第 28 条第 1 項の規定に基づく調査の結果についての調査(再調査)を行うことができる。

VI 都における取組

1 東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置

(条例第 10 条)

都は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「東京都いじめ問題対策連絡協議会」を置く。主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・ 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- ・ いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- ・ その他、いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

2 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

(条例第 11 条)

東京都教育委員会は、東京都いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、東京都教育委員会の附属機関として、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者から構成される「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。

主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・ いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議
- ・ 都が設置する学校からのいじめの通報相談に対する、第三者機関としての当事者間の関係の調整及び解決
- ・ 都又は区市町村が行ういじめの防止等のための対策への支援
- ・ 都が設置する学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査

3 東京都いじめ問題調査委員会の設置

(条例第 12 条)

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 相談体制の整備

来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受け体制を整備するとともに、定期的に児童・生徒、その保護者等に周知する。

(2) 関係機関等と連携した取組の推進

区市町村、児童館、学童クラブ、福祉・医療機関、民生・児童委員、その他の関係機関などと連携し、取組を推進する。

(3) 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の研修の充実、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラーの確保等の必要な措置を講じる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者に対する啓発活動を行う。

(5) 啓発活動

いじめの防止等のための広報その他の啓発活動を推進する。

(6) いじめの防止等のための調査研究の実施

いじめの防止等のための調査研究、検証などを行い、その結果を普及する。 など

5 「いじめ総合対策」の策定、私立学校が行う取組に対する支援

東京都教育委員会は、都内公立学校を対象とした「いじめ総合対策」を策定し、対策を推進する。

また、都は、私立学校の自主性を尊重しつつ、各私立学校が行ういじめ防止等への取組に対し、上記の「いじめの防止等に関する具体的な取組」を通じた支援を行う。

VII その他

都は、この方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

(8) いじめ防止対策推進法条文と東京都いじめ防止対策推進条例について

「東京都いじめ防止対策推進条例」平成26年6月25日 可決・成立 7月2日 公布・施行 (第10・11・12条を除く) 8月1日 施行 (第10・11・12条)
平成28年4月1日 一部改正施行

いじめ防止対策推進法条文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	
第一章 (総則)			
第一条 (目的)	この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。	第一条 (目的)	この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。
第二条 (定義)	この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をいう。	第二条 (定義)	この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
	2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）をいう。		2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
	3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。		3 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）であって、都及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が設置するもの並びに学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が設置するもののうち知事が所轄するものをいう。
	4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。		4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
			5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
<p>第三条（基本理念） いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようすることを旨として行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようとするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを行われなければならない。</p> <p>3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。</p>	<p>第三条（基本理念） いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようすることを旨として行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等がいじめから確実を守ることも、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実施効率的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。</p> <p>4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p>
<p>第四条（いじめの禁止） 児童等は、いじめを行ってはならない。</p>	<p>第四条（いじめの禁止） 児童等は、いじめを行ってはならない。</p>
<p>第五条（国の責務） 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>※ 国の責務なので不要</p>
<p>第六条（地方公共団体の責務） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>第五条（都の責務） 都は、第三条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、区市町村並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的かつ効果的に推進する責務を有する。</p>
<p>第七条（学校の設置者の責務） 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止を講ずる責務を有する。</p>	<p>第六条（学校の設置者の責務） 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>
<p>第八条（学校及び学校の教職員の責務） 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。</p>	<p>第七条（学校及び学校の教職員の責務） 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。</p>

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
<p>第九条（保護者の責務等） 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであるとして、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等を保護するものとする。</p> <p>3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等の措置に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。</p>	<p>第八条（保護者の責務） 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。</p> <p>3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。</p>
<p>第十条（財政上の措置） 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p>第二章（いじめ防止基本方針等）</p>	<p>※ 国の基本方針なので不要</p>
<p>第十一条（いじめ防止基本方針） 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 	
<p>第十二条（地方いじめ防止基本方針） 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情にに応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>第九条（東京都いじめ防止対策推進基本方針） 都は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他のいじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を東京都いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。</p> <p>2 基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十二条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。</p>
<p>第十三条（学校いじめ防止基本方針） 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情にに応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
<p>第十四条 (いじめ問題対策連絡協議会) 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。</p> <p>2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づき地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができる。</p>	<p>第十条 (東京都いじめ問題対策連絡協議会) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第十四条第一項の規定に基づき、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される東京都いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項 二 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項 三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項 <p>3 第一項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。</p> <p>第十一条 (東京都教育委員会いじめ問題対策委員会) 基本方針に基づく都におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第十四条第三項の規定に基づき、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。 3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。 4 対策委員会は、都立学校（東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）第一条に規定する都立学校をいう。）において法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第二十八条調査」という。）を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。 5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、東京都教育委員会が任命する委員十人以上以内をもって組織する。 6 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 7 前二項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、京都教育委員会規則で定める。

いじめ防止対策推進法条文		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
<p>第三章（基本的施策）</p> <p>第十五条（学校におけるいじめの防止） 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。</p> <p>2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	
<p>第十六条（いじめの早期発見のための措置） 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。</p> <p>4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	
<p>第十七条（関係機関等との連携等） 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	
<p>第十八条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上） 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に際するものの確保、いじめへの対処に関する助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	

<p>いじめ防止対策推進法条文</p> <p>第十九条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進） 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報という。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方方法務局の協力を求めることができる。</p>	<p>東京都いじめ防止対策推進条例、対応等</p> <p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>
<p>第二十条（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等） 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>
<p>第二十一条（啓発活動） 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>

東京都いじめ防止対策推進条例、対応等

いじめ防止対策推進法条文

<p>第四章（いじめの防止等に関する措置）</p>		
<p>第二十二条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織） 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	
<p>第二十三条（いじめに対する措置） 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。 4 学校は、前項の場合において必要があるとき、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習をさせ等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起ざることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	
<p>第二十四条（学校の設置者による措置） 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に應じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	
<p>第二十五条（校長及び教員による懲戒） 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	
<p>第二十六条（出席停止制度の適切な運用等） 市町村の教育委員会、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	
<p>第二十七条（学校相互間の連携協力体制の整備） 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例、対応等
<p>第五章（重大事態への対処）</p> <p>第二十八条（学校の設置者又はその設置する学校による対処） 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に 対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はそ の設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係 を明確にするための調査を行うものとする。</p> <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認 めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い があるとき。</p> <p>2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめ を受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切 に提供するものとする。</p> <p>3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及 び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</p>	<p>※ 第十一条第四項において、都立学校における重大事態については、法を直接適用 区市町村立や私立の学校については、法を直接適用</p>
<p>第二十九条（国立大学に附属して設置される学校に係る対処） 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を いう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲 げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に 報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と 同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について 調査を行うことができる。</p> <p>3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置す る国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態 の発生の防止のために必要な措置を講ずることができよう、国立大学法人法第三十五条において準用す る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他 の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>※ 国のことなので、不要</p>

いじめ防止対策推進法条文	いじめ防止対策推進法
<p>第三十条（公立学校に係る対処） 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があるとき、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p> <p>3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。</p> <p>4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。</p> <p>5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第三十条（公立学校に係る重大事態への対処） 知事は、法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があるとき、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置くことができる。</p> <p>2 調査委員会は、知事の諮問に応じ、都若しくは学校法人又はそれらの設置する学校が行った法第二十八条調査の結果について、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。</p> <p>3 学校、学校の設置者その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第二十八条調査を行った組織の構成員以外のものうちから、知事が任命する委員十人以上以内をもって組織する。</p> <p>5 委員の任期は、知事が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。</p> <p>6 調査委員会を設置したときは、知事は、これを東京都議会に報告する。</p> <p>7 第四項及び第五項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、東京都規則で定める。</p>
<p>第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。</p> <p>この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第十二条で、私立学校も含めて、再調査に関する附属機関について規定</p>
<p>第三十一条（私立の学校に係る対処） 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があるとき、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。</p>	<p>アンケート、チェックリスト例</p> <p>教育相談</p> <p>SNS東京ルール</p> <p>地域、関係機関との連携</p> <p>法、条例、規則等</p>

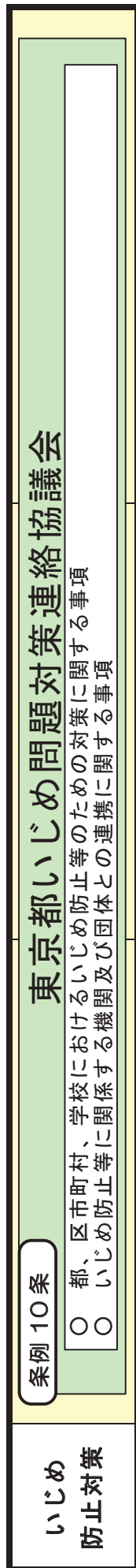
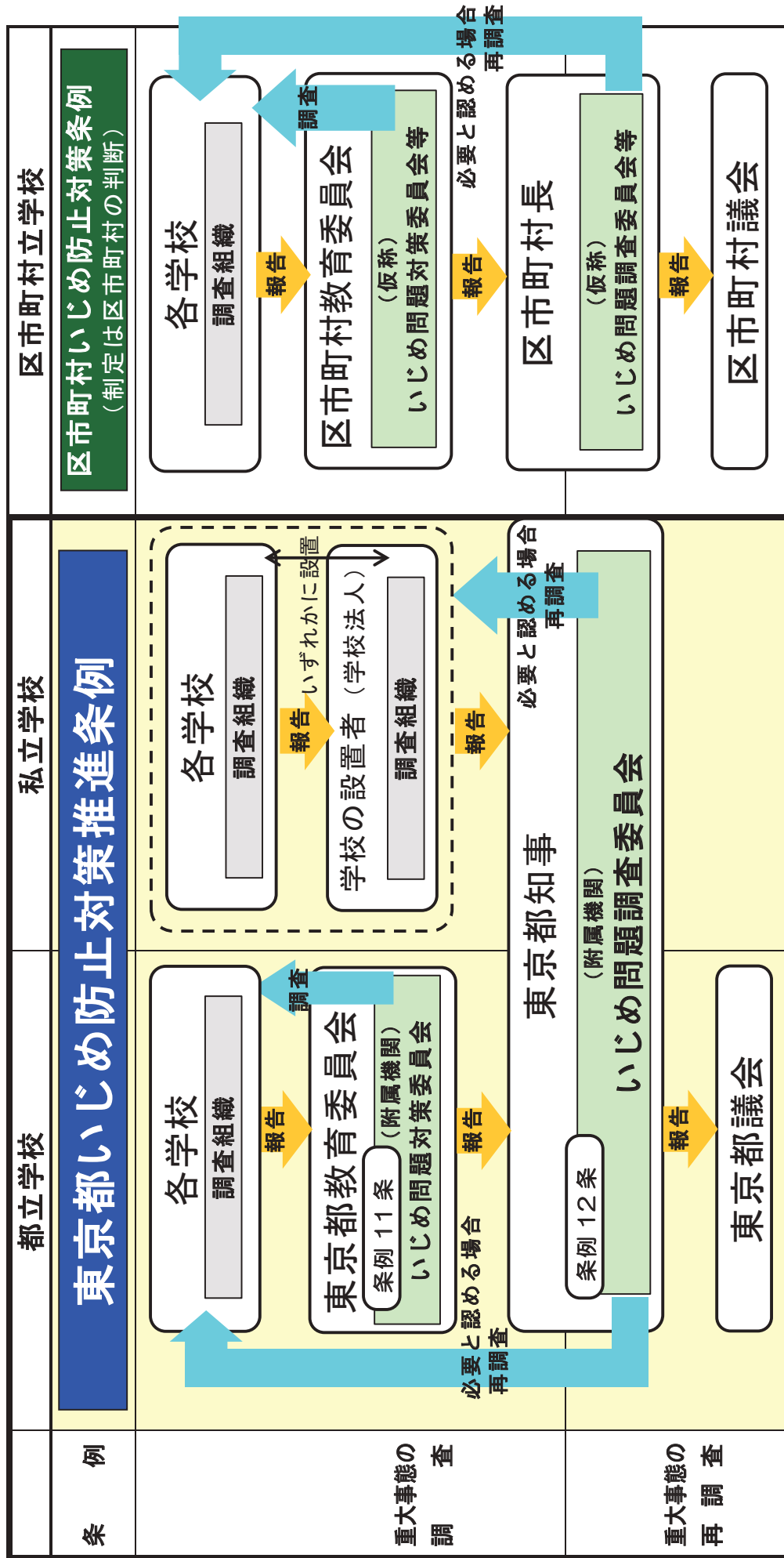
<p>第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。</p>	<p>いじめ防止対策推進法条文</p>	<p>※ 東京都いじめ防止対策推進条例、対応等 ※ 都にはないので不要</p>
<p>2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があるとき、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p> <p>3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。</p> <p>5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」と、「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p>第三十三条（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助） 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。</p>	<p>第六章（雑則）</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p>第三十四条（学校評価における留意事項） 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。</p>	<p>第三十五条（高等専門学校における措置） 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>
<p>第十三条（委任） この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は東京都教育委員会が定める。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	<p>※ 法の直接適用</p>

いじめ防止対策推進法案		東京都いじめ防止対策推進条例、対応等	
附則		附則	
第一条 (施行期日)	この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。	(施行期日)	この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条から第十二条までの規定は、平成二十六年八月一日から施行する。
第二条 (検討)	いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目的として、この法律の施行状況等を勘察し、検討が加えられ、必要があると思われるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなつたために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。	※ 法及び国のことなので不要	
附 則 (平成二十六年六月二十日法律第七十六号) 抄		附 則 (平成二十八年条例第二十八号)	この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
第一条 (施行期日)	この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。		
(政令への委任)			
第二条	この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。		
附 則 (平成二十七年六月二十四日法律第四十六号) 抄			
第一条 (施行期日)	この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。		
附 則 (平成二十八年五月二十日法律第四十七号) 抄			
第一条 (施行期日)	この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。		
附 則 (令和元年五月二十四日法律第一一一号) 抄			
第一条 (施行期日)	この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。		

(9) いじめ防止対策推進法と東京都いじめ防止対策推進条例の規定について

いじめ防止対策推進法		東京都いじめ防止対策推進条例	
第1条	目的	第1条	目的
第2条	定義	第2条	定義
第3条	基本理念	第3条	基本理念
第4条	いじめの禁止	第4条	いじめの禁止
第6条	地方公共団体の責務	第5条	都の責務
第7条	学校の設置者の責務	第6条	学校の設置者の責務
第8条	学校及び学校の教職員の責務	第7条	学校及び教職員の責務
第9条	保護者の責務等	第8条	保護者の責務
第12条	地方いじめ防止基本方針を定めるよう努める。	第9条	東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定
第14条1項	いじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。	第10条	東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置 [常設] 《対象：公立学校・私立学校》
第14条3項	教育委員会に附属機関を置くことができる。		
第28条1項	学校の設置者又は学校は、重大事態に関する調査を行うとともに、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告しなければならない。		
第30条1項	地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けるなどにより、この調査の結果について再調査を行うことができる。		
第30条2項			
第31条1項			
第31条2項			
	法を直接適用する義務規定		
	【地方公共団体】 ■ 通称・相談体制の整備 (16条2) ■ 連携体制の整備 (17条) ■ 人材の確保及び資質向上 (18条1) ■ インターネットによるいじめに対処する体制の整備 (19条2) ■ いじめ防止等対策の調査研究、検証、成果の普及 (20条) ■ 相談・救済制度等の広報・啓発 (21条) ■ 学校相互間の連携協力体制の整備 (27条) ■ 再調査結果の議会への報告 (30条3) ■ 再調査結果を踏まえた必要な措置 (30条5・31条3) 【学校の設置者】 ■ 学校の支援、必要な措置・調査 (24条) ■ 出席停止制度の適正な運用 (26条) ■ 学校の重大事態の調査への指導・支援 (28条3) ■ 適正な学校評価 (34条) 【学校の設置者及び学校】 ■ 道徳教育及び体験活動の充実 (15条1) ■ 児童等の自主的活動の支援、児童等及び保護者への啓発 (15条2) ■ 定期的な調査 (16条1) ■ 相談体制の整備 (16条3) ■ いじめを受けた児童等の権利擁護 (16条4) ■ 教職員研修の計画的実施 (18条2) ■ インターネットによるいじめに対する啓発活動 (19条1) 【学校の設置者又は学校】 ■ 重大事態の調査、調査結果の保護者への提供 (28条1・2) 【学校】 ■ いじめ防止基本方針の策定 (13条) ■ いじめ防止等の対策のための組織の設置 (22条) ■ いじめに対する措置 (23条) ■ 校長及び教員による懲戒 (25条)		
		第11条	【所掌事項】 ○ 公立学校におけるいじめ防止等の対策についての調査・審議・都教育委員会への答申 ○ 都立学校における 重大事態 についての調査、調査結果の教育委員会への報告 【構成】 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者 10人以内 【任期】 2年 ※ 私立学校における重大事態については、法第28条1項の規定により、学校の設置者又は学校の下に組織を設置し、調査を行う。 東京都いじめ問題調査委員会 (知事の附属機関) の設置 [必要があるときに設置できる] 《対象：都立学校・私立学校》
		第12条	【所掌事項】 ○ 東京都教育委員会、学校法人、都立学校、私立学校が行った 重大事態調査の再調査 【構成】 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者で「都教育委員会いじめ問題対策委員会 (11条)」の委員など関係者以外の者 10人以内 【任期】 知事が任命したときから再調査が終了したときまで ○ 学校、学校の設置者等の再調査への協力 ○ 設置したときの都議会への報告
		第13条	委任
		附則	施行期日
			● 必要な事項は知事又は教育委員会が定める。 ● 公布の日から施行 (ただし、第10条～第12条は、平成26年8月1日施行)
			【いじめの定義】 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。) であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(10) 東京都いじめ防止対策推進条例における都立学校・私立学校・区市町村立学校の関係



(11) 東京都におけるいじめの防止等の対策の概要

いじめ防止対策推進法 (平成25年6月公布、9月施行)

【概要】

第1章 総則

- 目的
いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進
- 定義
- 基本理念
国・地方公共団体・学校の設置者・学校及び学校の教職員・保護者の責務等を規定

第2章 いじめ防止基本方針等

- 国、地方公共団体及び学校の「基本方針」策定
- 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置

第3章 基本的施策

- 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策
- 国及び地方公共団体が講ずべき基本施策

第4章 いじめの防止等に関する措置

- 学校における組織の設置
- いじめへの対応、関係機関との連携
- 懲戒、出席停止制度の適切な運用

第5章 重大事態への対応

- 学校の組織設置と調査の実施
- 調査結果の児童等及び保護者への情報提供
- 学校による教育委員会を通じた首長への報告
- 地方公共団体の長が必要と認めるときの再調査

第6章 雑則

- 学校評価における留意事項

いじめの防止のための基本的な方針 (平成25年10月策定)

【目的】

いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進

【内容】

国・地方公共団体・学校等の施策

東京都いじめ防止対策推進条例 (平成26年7月公布・一部施行、8月1日全面施行)

【目的】

いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進

【対象】

都、学校の設置者、公立・私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚園を除く）

◆法を踏まえた規定

- 目的（11条） ○定義（2条） ○基本理念（3条）
- いじめの禁止（4条） ○都の責務（5条）
- 学校の設置者の責務（6条）
- 学校及び教職員の責務（7条）
- 保護者の責務（8条）

◆法の「努力義務」「できる規定」に関する規定

- 東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定（9条）
- 東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置（10条）
- 都教育委員会いじめ問題対策委員会の設置（11条）
- 東京都いじめ問題調査委員会の設置（12条）

東京都いじめ防止対策推進基本方針 (平成26年7月10日策定)

【目的】

いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進

【対象】

公立学校・私立学校

◆いじめ問題への基本的な考え方

- いじめを生まない、許さない学校づくり
- 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す
- 教員の指導力の向上と組織的対応
- 保護者・地域・関係機関と連携した取組

◆学校における取組

- 学校いじめ基本方針の策定 ○組織等の設置
- 学校におけるいじめの防止等に関する取組

東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】 (令和3年3月策定)

【目的】 都教育委員会・区市町村教育委員会、学校におけるいじめ防止の取組の一層の推進

【対象】 公立学校

いじめ防止の取組を推進する6つのポイント

1 軽微ないじめも見逃さない
《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》

2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む
《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》

3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
《「学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実》

4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
《日常の授業から、話し合い等を通して多様性等を認め合う態度を育成》

5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
《保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進》

6 社会全体の力を結集し、いじめに对峙する
《地域、関係機関等との日常からの連携》

【段階1】未然防止
～いじめを生まない、許さない学校づくり～

【段階2】早期発見
～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～

【段階3】早期対応
～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～

【段階4】重大事態への対応
～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～

本冊子の内容は、第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の答申を踏まえて、東京都教育委員会が「いじめ総合対策【第2次】」（平成29年2月）の一部を改定したものである。

第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員

（任期 平成30年8月1日から令和2年7月31日まで）

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	有村 久春	東京聖栄大学教授	委員長
	坂田 仰	日本女子大学教授	
	藤平 敦	日本大学文理学部教授	委員長 職務代理者
	林 尚示	東京学芸大学教育学部准教授	
区市町村教育委員会	豊岡 弘敏	渋谷区教育委員会教育長	
医療	笠原 麻里	駒木野病院副院長	
心理	鈴村 眞理	一般社団法人東京公認心理師協会 学校臨床委員会委員	
福祉	横井 葉子	聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科准教授	
法律	相川 裕	真和総合法律事務所弁護士	
警察	橋本 満	警視庁生活安全部管理官	

なお、東京都教育庁においては、次の者が本冊子の作成に当たった。

教育庁指導部長	増田 正弘	教職員研修センター研修部長	石田 周
指導部指導企画課長	小寺 康裕	研修部教育開発課長	土屋 秀人
指導部主任指導主事（生徒指導担当）	千葉かおり	研修部教育開発課統括指導主事	先崎 達彦
指導部指導企画課統括指導主事	大村 賢治	研修部教育開発課統括指導主事	長友 慎吾
指導部指導企画課統括指導主事	關 友矩	研修部教育開発課統括指導主事	國長 泰彦
指導部指導企画課指導主事	渡邊 徳人	研修部教育開発課指導主事	笠井 淳子
指導部指導企画課指導主事	川村 直也	研修部教育開発課指導主事	東小川智史
指導部指導企画課課長代理	伊東 賢治		
指導部指導企画課主任（警視庁派遣）	杉浦 弘幸		

いじめ総合対策【第2次・一部改定】 <上巻> 学校の取組編 東京都教育委員会印刷物登録 令和2年度第126号（東京都教育委員会刊行物）

令和3年3月 発行

編集・発行 東京都教育庁指導部指導企画課

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)6888（直通）

東京都教職員研修センター研修部教育開発課

所在地 〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目3番3号
電話 03(5802)0306（直通）

印刷 株式会社アイネット

所在地 〒104-0061 東京都中央区銀座七丁目16番21号 銀座木挽ビル1F
電話 03(3549)5600

